

第28号様式

小フ基 第 67号  
令和4年3月7日

総務大臣 金子 恭之 殿

小山町長 池谷 晴一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

| 年度<br>資金不足比率                       | 当該年度の前年度<br>(令和元年度) | 当該年度<br>(令和2年度) | 当該年度の翌年度<br>(令和3年度) |
|------------------------------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 資金不足比率<br>(小山町木質バイオマス<br>発電事業特別会計) | 9.8                 | 100.9           | 10.1                |

備考

- 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

小山町木質バイオマス発電事業特別会計は、令和2年7月4日の発電所火災により運転が停止となり売電収入等が減少したことから、資金不足比率が経営健全化基準を上回った。

したがって、令和2年度は一時的に資金不足が生じたものであり、令和3年度決算においては、年度途中で発電設備の再稼働を果たし、売電収入を得たこと等によって、資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると判断したことから、経営健全化計画を定めないこととする。